

山口県立下松工業高等学校 全日制 働き方改革の取組

本校は、「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の取組に沿って、教職員の働き方改革に取り組んでいます。
保護者、地域の方のご理解とご協力をお願いいたします。

本校の主な取組

<ul style="list-style-type: none"> ○業務の見直し・適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の時間外在校等時間の状況、取組を共有 ・意識調査を実施し、業務改善に反映 ○校務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・各種アンケート、調査のデジタル化 ・クラウド型採点システムの利用 ○学校・家庭・地域の連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> ・取組を Web ページで公表 ・PTAによる秋の交通安全運動における立哨 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務体制等の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーを設定し、早めの帰宅に努める(定期考査中) ・最終退校時刻 午後7時00分を努力目標 ・学校閉庁日(令和7年8月13日～15日) ・時差出勤の活用(長期休業中は、勤務時間を個別に設定しての勤務) ・留守番電話での対応(17:00～翌日7:45まで) ・教室等開錠は7:20(生徒の登校時間は原則7:20以降) ・休暇取得の推進(年休消化、代休の確実な取得、夏季休暇全日消化)
---	---

本校における時間外在校等時間の状況

時間外在校等時間の状況 人 (%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
100時間超	R7	1(2.3)	1(2.3)	1(2.3)	4(9.3)	1(2.3)	2(4.7)	2(4.7)	1(2.3)	0(0.0)				13
	R6	1(2.1)	2(4.3)	0(0.0)	1(2.1)	0(0.0)	1(2.1)	0(0.0)	1(0.0)	0(0.0)	1(2.1)	0(0.0)	0(0.0)	7
80時間超	R7	3(7.0)	4(9.3)	2(4.7)	5(11.6)	2(4.7)	7(16.3)	3(7.0)	1(2.3)	2(4.7)				29
	R6	2(4.3)	2(4.3)	3(6.4)	2(4.3)	1(2.1)	5(10.6)	2(4.3)	2(4.3)	1(2.1)	4(8.5)	1(2.2)	4(8.7)	29
45時間超	R7	12(27.9)	11(25.6)	12(27.9)	13(30.2)	9(20.9)	15(34.9)	11(25.6)	13(30.2)	5(11.6)				101
	R6	12(25.5)	9(19.1)	10(21.3)	10(21.3)	2(4.3)	12(25.5)	8(17.0)	10(21.3)	4(8.5)	8(17.0)	4(8.7)	5(10.9)	94
平均時間	R7	34.6時間	32.4時間	33.2時間	36.5時間	22.3時間	37.3時間	31.4時間	31.8時間	21.7時間				31.2時間
	R6	32.4時間	30.4時間	31.4時間	28.5時間	17.1時間	34.0時間	28.0時間	28.9時間	21.2時間	26.2時間	20.2時間	20.1時間	26.5時間

※令和7年度は12月時点

- 山口県教育委員会の取組 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【改訂版】(令和6年4月)」
働き方改革リーフレット(令和7年度版)

趣旨

山口県教育委員会では、これまでのプランに基づく取組の効果と課題を整理し、令和6年4月に「山口県 学校における働き方改革加速化プラン

【第3期】」を策定し、目標として「時間外在校等時間の上限方針の遵守『月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。』」を掲げ、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方改革に取り組んでいます。

法令で定められた教員の時間外在校等時間の上限は、1か月について45時間、1年間について360時間（「通常予見することができない業務量の大幅な増加」に伴い臨時的に上限を超えて従事させる必要がある場合は、①1か月について100時間未満、②1年について720時間の範囲内とする。その場合も、③45時間を超える月が1年について6月以内、④連続する複数月（2～6か月）の平均時間外在校等時間が80時間以内）と示されています。

本校においても、以下の取組を推進することにより、時間外業務時間を削減し、教職員一人ひとりがゆとりをもって家族や生徒と向きあい、活力ある学校づくりをめざします。

学校における働き方改革の必要性

我が国の学校教育は、高い意欲や能力をもった教師の努力や取組によって支えられ、これまで大きな蓄積と高い成果を上げています。

しかし、今、学校教育は持続可能かどうかの岐路に立っています。教師の長時間勤務の実態が明らかとなっており、我が国の学校教育の高い成果が、その教師の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであるならば、持続可能とは言えません。

‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものですが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはなりません。また、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、学校教育の水準の低下を招くおそれもあります。

教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における働き方改革の目的です。